

○自動車の保管場所証明事務等の運用要領の制定について(通達)

(平成7年12月18日岡規第551号/岡会第684号警察本部長例規)

<b>改正</b>	平成10年12月岡規第395号・岡会第524号	平成12年3月岡務第114号
	平成12年3月岡規第168号・岡会第152号	平成13年6月岡務第5038号
	平成17年3月第67号	平成20年3月岡規第73号
	平成21年3月岡務第195号	平成21年8月岡規第266号
	平成22年3月岡務第260号	平成28年3月29日岡監第137号
	平成30年1月22日岡規第23号、岡会第33号	令和元年6月28日岡務第522号
	令和元年8月20日岡情第309号	令和3年3月24日岡務第254号
	令和4年2月3日岡規第44号	令和4年12月23日岡規第513号
	令和5年6月1日岡情第184号	令和5年8月25日岡会第386号
	令和5年9月28日岡務第697号	令和5年12月15日岡規第498号

各部長・参事官・所属長

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成7年法律第73号)の施行に伴い、別添のとおり自動車の保管場所証明事務等について運用要領を整備し、平成8年1月1日から実施することとしたので、その取扱いに誤りのないよう適正な運用に努められたい。

なお、「自動車の保管場所証明事務等の運用要領について(通達)」(平成3年6月13日岡規第329号、岡会第371号例規)は廃止する。

別添

自動車の保管場所証明事務等の運用要領

第1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)の規定に基づき、警察署長が行う自動車保管場所証明事務等の取扱いについて必要な要領を定め、その適正と斉一を図ることを目的とする。

第2 様式

1 保管場所証明事務等に係る様式は、次に定めるとおりとする。

- (1) 自動車保管場所証明申請書 様式第1号
- (2) 自動車保管場所届出書 様式第2号
- (3) 保管場所標章交付申請書 様式第3号
- (4) 保管場所標章再交付申請書 様式第4号
- (5) 保管場所使用権原疎明書面(自認書) 様式第5号
- (6) 保管場所使用承諾証明書 様式第6号
- (7) 保管場所の所在図・配置図 様式第7号

- (8) 自動車の保管場所証明申請審査結果通知書 様式第 8 号
- (9) 自動車保管場所証明処理簿(入力資料管理表) 様式第 9 号
- (10) 自動車保管場所届出・変更届出処理簿(入力資料管理表) 様式第 10 号
- (11) 保管場所標章 様式第 11 号
- (12) 保管場所標章送付書 様式第 12 号
- (13) 保管場所標章受領書 様式第 13 号
- (14) 自動車保管場所標章再交付処理簿(入力資料管理表) 様式第 14 号
- (15) 適用除外自動車証明申請書 様式第 15 号
- (16) 証票 様式第 16 号
- (17) 自動車保管場所証明等取扱状況報告書 様式第 17 号

2 1(9)、(10)及び(14)に掲げる書類を作成したときは、警察署長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易又は定例的なものについては、交通課長(交通第一課長を含む。)が専決することができる。

### 第 3 書面申請に係る自動車の保管場所証明

#### 1 申請及び受理

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和 37 年政令第 329 号)第 2 条第 1 項の規定に基づく自動車の保管場所証明書(以下「証明書」という。)の申請及び受理は、次によるものとする。

- (1) 申請は、自動車 1 台につき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条に定める自動車保管場所証明申請書(以下「証明申請書」という。)警察署保管用(以下「保管書面」という。)及び交付用(以下「交付書面」という。)各 1 部並びに規則第 4 条第 3 項に定める保管場所標章交付申請書(以下「標章申請書」という。)警察署保管用及び交付用各 1 部を提出させること。
- (2) 「車台番号」欄は、原則として申請時に記載されていなければならない。ただし、申請時に車台番号が確定していないため空欄のままで行われた申請は、有効なものとして受理すること。
- (3) 「自動車の使用の本拠の位置」欄は、当該自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地を記載させるものとする。この場合において、保有者が自然人のときはその住所又は居所、保有者が法人のときはその主たる事務所又は従たる事務所の所在地を記載させること。
- (4) 添付書類
  - ア 使用の権原を疎明する書面(以下「使用権原書」という。)
    - (ア) 使用権原書は、おおむね次に掲げるものとする。
      - a 保管場所が当該自動車の保有者の所有する土地又は建物(以下「土地等」という。)である場合

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

- b 保管場所が当該自動車の所有者の所有する土地等でない場合
  - (a) 駐車場賃貸契約書の副本又は写し。ただし、これらの書面がない場合は、駐車場の賃借料金の領収書等
  - (b) 保管場所使用承諾証明書
  - (c) 国又は地方公共団体等の公法人が当該自動車の所有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したことを証する書面
- c 他人と共有している土地等を保管場所として使用する場合  
保管場所使用承諾証明書
- d 官公署の保有する自動車の保管場所については、当該自動車の保管場所が確保されていることを内容とする管理責任者の保管場所使用権原疎明書面(自認書)
  - (イ) 使用権原書の使用に関する権利関係は、申請時からおおむね1か月以上有効なものでなければならない。
  - (ウ) 使用権原書は、原則として各申請ごとに1部を添付するものとする。ただし、同一使用権原書内の場所に2台以上保管することを同時に申請する場合は、1部で足りるものとする。

イ 保管場所の所在図・配置図

(ア) 所在図

当該保管場所付近の道路、駅、建物等主たる目標となる地物が表示されたもので、当該自動車の使用の本拠の位置と保管場所が離れている場合には、相互の距離を明記したもの

(イ) 配置図

当該保管場所並びにその周辺の建物、空地、当該保管場所に接する道路及びその幅員並びに保管場所の平面の寸法、入口等を明記したもの

(5) 証明申請書及び証明書の訂正

ア 証明申請書(交付書面)の訂正箇所には、証明書交付時に、警察署長の訂正確認印を押印すること。

イ 証明書の交付後は、訂正を認めないこと。

2 現地調査

現地調査は、原則として申請のあったもの全てについて実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 官公署からの申請に係るもので、当該保管場所が確保されていることが確実と認められる場合
- (2) 証明書の再交付申請の場合

(3) 当該保管場所が確保されていることが明らかで、警察署長が現地調査の必要がないと認めた場合

### 3 証明又は不可

#### (1) 証明

ア 警察署長は、申請書類及び現地調査の結果等に基づき、保管場所が確保されていると認めたときは、証明申請書のうち保管書面を控えとし、交付書面を証明書として交付するものとする。ただし、当該書面に車台番号が記入されない間は、交付しないものとする。

イ 自動車登録番号が確定していない場合、又は自動車登録番号を変更する場合は、申請者に対し、確定後速やかに自動車登録番号を連絡するよう依頼するものとする。

#### (2) 不可

ア 警察署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、申請者に対し、不可とする理由を付した自動車の保管場所証明申請審査結果通知書(以下「審査結果通知書」という。)を2通作成の上、契印し、その正本を「不可」と記載した交付書面に添えて交付するものとする。

イ 警察署長は、審査結果通知書の副本その他関係文書については、保管書面と一括して保管するものとする。

### 4 証明書の再交付

#### (1) 申請及び受理

ア 申請は、証明申請書(交付書面)1部を提出させること。ただし、添付書類は必要としない。

イ 先に証明書を交付した日の翌日から起算して1か月を経過している場合は受理せず、新たに申請させるものとする。

#### (2) 交付

ア 受理した証明申請書は、先に交付したときの保管書面と照合し、同一内容と認められる場合は、証明書を再交付するものとする。

イ 再交付に当たっては、証明申請書の左上部欄外に「再交付」及び日付を朱書し、証明書の番号及び日付は、先に交付したものと同一とする。

#### (3) 保管書面への記載

再交付の経緯を明らかにするため、先の保管書面の上部欄外に「再交付」と表示し、日付及びその理由を簡記するものとする。

### 5 処理簿の記載

処理状況を明らかにしておくため、自動車保管場所証明処理簿に所要の事項を記載しておくものとする。

なお、「不可」とした場合は、その旨を備考欄に記載するものとする。

## 第4 電子申請に係る自動車の保管場所証明

### 1 電子申請の受理

電子申請を受理したときは、当該申請の内容を出力の上、書面申請に準じた申請データが入力又は添付されているか審査を行うものとする。この場合において、入力事項等に不備があるとき又は保管場所の位置が県内の他の警察署の管轄区域内にあるときは、それぞれ自動車の保管場所の証明に関するシステム(以下「システム」という。)により、申請者に補正すべき事項を通知し、又は当該他の警察署に転送するものとする。

### 2 現地調査

第3の2((2)を除く。)は、電子申請を受理した場合の現地調査について準用する。

### 3 証明又は不可

#### (1) 証明

警察署長は、申請書類及び現地調査の結果等に基づき、保管場所が確保されていると認めるときは、車台番号が特定されたものについて、システムにより自動車保管場所証明通知を行うものとする。

#### (2) 不可

警察署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、申請者に対し、システムにより、自動車保管場所証明通知を行わない旨及び当該処分に対し審査請求及び取消訴訟をすることができる旨を通知するものとする。

### 4 申請データ等の出力

岡山県警察共通基盤システム等運営要領の制定について(通達)(令和5年6月1日岡情第183号例規)に定める出力資料管理表の作成は、自動車保管場所証明処理簿の作成をもって代えることができる。

## 第5 保管場所の届出等

### 1 届出及び受理

法第5条の規定に基づく軽自動車の保管場所の届出(以下「届出」という。)及び法第7条第1項の規定に基づく保管場所の変更の届出(以下「変更届出」という。)並びに受理は、次によるものとする。

(1) 届出及び変更届出は、自動車1台につき、規則第3条第1項に定める自動車保管場所届出書(以下「届出書」という。)1部及び標章申請書2部(警察署保管用及び交付用各1部)を提出させること。

#### (2) 添付書類

第3の1の(4)と同一とする。

### 2 現地調査の省略

現地調査は、警察署長が特に必要と認める場合を除き、省略するものとする。

### 3 処理簿の記載

処理状況を明らかにしておくため、自動車保管場所届出・変更届出処理簿に所要の事項を記載しておくものとする。

## 第6 書面申請に係る保管場所標章の交付

法第6条第1項及び第7条第2項の規定に基づき、規則第6条に定める保管場所標章(以下「標章」という。)の交付は、次によるものとする。

### 1 標章の交付申請

標章の交付申請は、証明申請、届出又は変更届出と同時に行わせること。

### 2 標章の作成

(1) 標章の作成は、交付申請1件ごとに1枚とする。

(2) 標章番号は9桁とする。その内容は、最初の2桁を発行した西暦年の下2桁、次の6桁をその年に当該警察署において発行した一連番号とし、末尾の1桁をゼロとすること。

### 3 標章の交付

標章の交付に際しては、標章申請書の下欄にある保管場所標章番号通知書(以下「通知書」という。)に標章番号及び通知年月日を記入し、警察署保管用を控えとし、交付用を標章とともに申請者に交付すること。

この場合、当該自動車に標章をちょう付する位置及び方法について教示するものとする。

### 4 処理簿等の記載

標章を交付したときは、自動車保管場所証明処理簿又は自動車保管場所届出・変更届出処理簿に所要の事項を記載すること。

## 第7 電子申請に係る標章の交付

規則第5条に定める標章の交付の手続は、次によるものとする。

### 1 標章の交付

システムにより自動車保管場所証明通知を行ったときは、規則第5条第1項の規定により申請者からなされた標章の交付の申請に基づき、当該標章を申請者に交付すること。

### 2 標章の作成等

第6の2から4までは、電子申請に係る標章の作成及び交付並びに処理簿の記載について準用する。

### 3 警察本部における交付

電子申請に係る標章及び通知書(以下「標章等」という。)を交付するに当たり、申請者が警察本部において交付を希望する場合は、交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)を経由して交付すること。この場合において、交通規制課に標章等を送付する際は、保管場所標章送付書及び保管場所標章受領書を添付することとし、受領した交通規制課は、保管場所標章受領書を送付元の警察署に返送すること。

なお、交通規制課において交付用の標章等を印刷する場合は、交通規制課は、電子申請を受理した警察署にシステムから出力した標章交付管理簿を送付すること。

## 第8 標章の再交付

法第6条第3項の規定に基づく標章の再交付は、次によるものとする。

### 1 申請及び受理

申請は、規則第8条第4項に定める保管場所標章再交付申請書2部(警察署保管用及び交付用各1部)を提出させること。ただし、添付書類は必要としない。

### 2 標章番号

再交付する場合の標章番号は、最初の8桁は先に交付したものと同一とし、末尾のゼロを1(再交付した回数を表す「再交付記号」とする。)とし、以後再交付ごとに2・3…と変更した番号を付すこと。

### 3 標章の交付

第6の3を準用する。

### 4 処理簿の記載

処理状況を明らかにしておくため、自動車保管場所標章再交付処理簿に所要の事項を記載しておくこと。

## 第9 書面申請に係る手数料の徴収

岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号。以下「条例」という。)に基づき、証明申請書を受理した場合は「自動車の保管場所証明申請手数料」を、標章を交付する場合は「保管場所標章交付手数料」を、標章を再交付する場合は「保管場所標章再交付手数料」をそれぞれ次に定める方法により徴収するものとする。

### 1 徴収の方法

条例に定める額の手数料を申請1件ごとに徴収すること。

### 2 徴収の時期

手数料の徴収の時期は、「自動車の保管場所証明申請手数料」にあつては申請書を受理したとき、「保管場所標章交付手数料」及び「保管場所標章再交付手数料」にあつては標章を交付するときとする。ただし、証明申請書等に不備がありこれを受理しない場合は、手数料は徴収しないこと。

### 3 手数料の免除

国又は地方公共団体が保有する自動車の保管場所について、当該証明を申請する場合及び保管場所標章の交付又は再交付を申請する場合は、条例第6条の規定により、これを免除する。

## 第10 電子申請に係る手数料の徴収

条例に基づき、証明申請書を受理した場合は「自動車の保管場所証明申請手数料」を、標章を交付する場合は「保管場所標章交付手数料」をそれぞれ次に定める方法により徴収するものとする。

## 1 徴収の方法

電子情報処理組織を利用し、申請者によるインターネットバンキング口座からの納付により徴収すること。

## 2 徴収の時期

手数料の徴収の時期は、「自動車の保管場所証明申請手数料」にあつては申請者が保管場所証明の申請をしたとき、「保管場所標章交付手数料」にあつては申請者が標章の交付申請をしたときとする。

## 第 11 適用除外自動車の取扱い

法第 11 条第 3 項に基づく適用除外自動車申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、証票を交付するものとする。

## 第 12 報告

警察署長は、毎月の自動車保管場所証明件数等を自動車保管場所証明等取扱状況報告書によって、翌月 5 日までに警察本部長に報告するものとする。

## 第 13 現地調査業務、入力業務及び標章等確認業務の委託

現地調査業務、システム入力業務並びに警察本部における標章等の交付に係る確認業務は、当該業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると警察本部長が認める法人に委託するものとし、それぞれの業務の実施要領は、別に定める。

## 第 14 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
自動車保管場所証明申請書(警察署保管用)	受理した警察署	5 年
自動車保管場所届出書(警察署保管用)	受理した警察署	5 年
保管場所標章交付申請書(警察署保管用)	受理した警察署	5 年
保管場所標章再交付申請書(警察署保管用)	受理した警察署	5 年
保管場所使用権原疎明書面(自認書)	受理した警察署	5 年
保管場所使用承諾証明書	受理した警察署	5 年
保管場所の所在図・配置図	受理した警察署	5 年
自動車保管場所証明処理簿	受理した警察署	5 年
自動車保管場所届出・変更届出処理簿	受理した警察署	5 年
保管場所標章送付書	交通規制課	5 年
保管場所標章受領書	受理した警察署	5 年
自動車保管場所標章再交付処理簿	受理した警察署	5 年
適用除外自動車証明申請書	受理した警察署	5 年
自動車保管場所証明等取扱状況報告書	交通規制課	5 年

## 様式第 1 号

自動車保管場所証明申請書

[別紙参照]

様式第 2 号

自動車保管場所届出書(新規・変更)

[別紙参照]

様式第 3 号

保管場所標章交付申請書

[別紙参照]

様式第 4 号

保管場所標章再交付申請書

[別紙参照]

様式第 5 号

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

[別紙参照]

様式第 6 号

保管場所使用承諾証明書

[別紙参照]

様式第 7 号

保管場所の所在図・配置図

[別紙参照]

様式第 8 号

自動車の保管場所証明申請審査結果通知書

[別紙参照]

様式第 9 号

自動車保管場所証明処理簿(入力資料管理表)

[別紙参照]

様式第 10 号

自動車保管場所届出・変更届出処理簿(入力資料管理表)

[別紙参照]

様式第 11 号

保管場所標章

[別紙参照]

様式第 12 号

保管場所標章送付書

[別紙参照]

様式第 13 号

保管場所標章受領書

[別紙参照]

様式第 14 号

自動車保管場所標章再交付処理簿(入力資料管理表)

[別紙参照]

様式第 15 号

適用除外自動車証明申請書

[別紙参照]

様式第 16 号

証票

[別紙参照]

様式第 17 号

自動車保管場所証明等取扱状況報告

[別紙参照]